平成２７年6月２５日

内 部 監 査 報 告 書

（監査事項：ハラスメントの防止等に関する監査）

Ⅰ　監査実施の概要

１．監査目的

（１）ハラスメントの防止等に関する取組状況の検証

（２）ハラスメントの相談体制に関する整備状況の検証

２．監査対象部局

法学研究科・法学部、経済学研究科・経済学部、医学系研究科・医学部、
薬学研究科・薬学部、工学研究科・工学部、農学研究科・農学部、附属図書館、
東北メディカル・メガバンク機構、
情報部情報基盤課（サイバーサイエンスセンターを含む）　　計９部局

３．監査実施期間

平成２７年１月２０日～平成２７年１月２９日

４．主な監査手続

①ハラスメントの防止対策の取り組みに関する調査

②相談窓口及び相談員に関する調査

③ハラスメント防止に関する各種情報の周知状況調査

Ⅱ　監査結果の要約

１．全般的所見

（１）ハラスメントの防止等に関する取組状況の検証

東北大学の使命・目標の達成のためには、本学の構成員一人ひとりが教育研究業務等を支障なく展開するための健全で快適なキャンパス環境の醸成・維持が望まれるところである。

このような中にあって、近年、職場環境に極めて深刻な悪影響を及ぼすものとしてハラスメントの問題が顕在化している。特に、本学において相次ぎ発生した

懲戒処分の事案は、いずれもハラスメントに該当する事案であることから、教職員の意識の更なる向上を図るためにも、ハラスメントの防止等に関する積極的な取組が必要である。

本学では、『国立大学法人東北大学におけるハラスメントの防止等に関する規程』第１６条において、「部局に、当該部局におけるハラスメントの防止等に当たる組織を置く。」ことが定められており、また、同規程第１７条において、「部局長は、当該部局におけるハラスメントの防止等のために必要な施策を講じなければならない。」ことが定められている。

このことから、各部局におけるハラスメントの防止等に関する取組について監査を実施したところ、全般的には概ね適正に行われていたが、２．指摘事項に示すとおり、一部に不適切な事項が見受けられた。

（２）ハラスメントの相談体制に関する整備状況の検証

『国立大学法人東北大学におけるハラスメントの防止等に関する規程』第１５条において、「部局に、当該部局に係るハラスメントに関する相談に対応させるため、部局相談窓口を設け、部局相談員を置く。」ことが定められている。

また、同規程第２１条において、「ハラスメントに関する問題解決に当たり、その手続きに関わる者は、問題の当事者に係るプライバシー、名誉その他の人権に十分配慮するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。」ことが定められている。

このため、各部局におけるハラスメントに関する相談窓口の運営状況、相談窓口の周知状況及び部局相談員の相談への対応方法等について監査を実施したところ、全般的には概ね適正に行われていたが、２．指摘事項に示すとおり、一部に不適切な事項が見受けられた。

２．指摘事項

① 改善事項　　３件

（内訳）

（１）ハラスメントの防止等に関する取組状況の検証

NO	改善事項（概要及び所見）
1	『国立大学法人東北大学におけるハラスメントの防止等に関する規程』において、「部局に、当該部局におけるハラスメントの防止等に当たる組織を置く」こと及び「部局長は、当該部局におけるハラスメントの防止等のために必要な施策を講じなければならない」ことが定められているが、ハラスメント防止対策委員会等の組織は設置されているものの、委員会等の開催実績は無く、当該部局における具体的な防止等の施策も講じられていない状況であった。（３部局）

② 注意事項　　２件

（内訳）

（１）ハラスメントの防止等に関する取組状況の検証

・部局の防止対策組織について　１件

（２）ハラスメントの相談体制に関する整備状況の検証

・部局相談窓口の周知状況について　１件

３．その他

各部局独自の取り組み事例として、以下の事例があった。

○　部局構成員からのあらゆる相談事に対応するための体制として、専攻長、カウンセリングルーム、ハラスメント相談窓口、産業医等で構成される『工学研究科セーフティネット』を設け、それぞれの連絡先等を構成員へ周知し、構成員がいつでも気軽に相談できる環境を整備している。

（工学研究科・工学部）

○　部局相談員の連絡先を明記した「相談用カード」の作成と、部局内２か所に専用の「投函ボックス」を設置することで、ハラスメントまたは相談事が起きた場合に、相談員が相談者のプライバシーを守りながら速やかに対応する体制を整備している。（農学研究科・農学部）

Ⅲ　改善要求等

１．指摘事項に対する改善要求

「Ⅱ．監査結果の要約　２．指摘事項①改善事項」については、該当する部局等に対し、具体的な「改善計画（状況）回答書」の提出を要求する。

また、「２．指摘事項②注意事項」については、重要性の観点から「改善計画（状況）回答書」の提出は要求しないが、改善に向けた取り組みを要請する。

２．本部事務機構に対する意見

（人事企画部）

相談者との面談による相談への対応にあたり、部局相談員が行うべき業務については、『国立大学法人東北大学におけるハラスメントの防止等に関する規程』のほか、『ハラスメント問題解決のためのガイドライン』及び『東北大学ハラスメント相談対応マニュアル』に基づき実施することとなるが、ハラスメントの事案はその内容や程度が多岐にわたり、マニュアル等で対応しきれない事案が発生した場合は、部局相談員個人の判断に委ねられる部分が大きい。

そのため、部局相談員は学内外で開催される講習会等に積極的に参加し、相談員としての知識の習得に努めている状況であったが、一部の部局において、本務

の都合等により出席できないケースも見受けられたことから、部局相談員に対する教育研修体制の更なる充実が必要であると思われる。

（人事企画部）

今回監査を実施した部局の相談員並びに部局の防止対策組織のメンバーに対し、平成２６年３月に改正された『国立大学法人東北大学におけるハラスメントの防止等に関する規程』及び『ハラスメント問題解決のためのガイドライン』が改正されたこと及び具体的な改正内容の把握状況をヒアリングしたところ、ほとんどの部局において、規程等が改正されたこと自体は把握していたものの、具体的な改正内容までは把握していない部局が多数見受けられた。

また、平成１８年１月の規程改正において、各部局のハラスメント防止対策委員会等の位置づけが「審議組織」から「防止対策組織」に変更となったことの趣旨が未だ十分理解されておらず、当該委員会等がハラスメントの防止対策を講じていなかった部局が一部見受けられた。

規程やガイドラインの改正内容が部局のハラスメント防止対策委員会等や部局相談員等に十分周知されていなければ、改正自体が意味を成さないため、改正等を行った場合の周知方法について再検討する必要がある。

また、ハラスメント防止対策委員会等がハラスメントの防止対策を講じている部局と講じていない部局とでは、ハラスメント問題に対する本学の構成員間の意識レベルに差が生じるおそれもあることから、部局のハラスメント防止対策の取組状況について、本部事務機構がチェックし、指導助言を行う体制を確立する必要があると思われる。

別紙

監査事項一覧（ハラスメントの防止等に関する監査）

（１）規程及びガイドラインについて

・規程改正の周知状況

・ガイドライン改正の周知状況

（２）ハラスメント防止対策講習会について

・講習会受講後の改善事項及び部局内への周知状況

（３）ハラスメントの防止等に関する構成員の責務について

・本学構成員の責務

・職務上管理監督する立場にある者の責務

（４）ハラスメントの防止等に関する部局長の責務について

・内規の整備状況

・ハラスメントの防止等に関する取組

（５）部局の防止対策組織に関すること

・防止対策組織の委員等の構成

・防止対策組織の委員等の委嘱手続き

・防止対策組織の委員会等の開催実績

（６）部局相談窓口に関すること

・相談窓口の設置状況

・相談窓口の周知方法

・部局相談員の選考基準

・部局相談員の委嘱手続き

・部局相談員の相談への対応状況

・相談者のプライバシーへの配慮

（７）構成員へのヒアリング

・ハラスメントの防止等に関する本学構成員の責務について

・大学が発信するハラスメントの防止等に関する各種情報について

・ハラスメント相談窓口（全学・部局・学外）について